

介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金（食料品等購入費等） Q&A

【令和8年3月6日現在】

No	分類	Q	A
1	対象経費	施設の定員数の基準日はいつか。	令和7年4月1日です。なお、令和7年4月1日時点の定員数と令和8年4月1日時点の定員数に著しい差が生じる場合、個別にご相談ください。
2	対象経費	令和7年4月2日以降に廃止（又はサービス全体を休止）した事業所は対象となるか。	補助金を申請する時点において廃止又はサービス全体を休止している場合は、対象外となります。
3	対象施設	補助対象施設の選定理由は何か。	運営基準において、食事の提供をしなければならないと規定されている施設を対象としています。
4	対象施設	事業承継等により運営法人が変更となり、新しい法人が令和7年4月1日以降に指定を受けサービス提供を開始しているが、対象となるか。	対象となります。現在の運営法人が申請可能です。
5	対象施設	公立の介護施設も補助対象施設となるのか。	対象となります。現在の運営法人が申請可能です。
6	対象経費	対象経費を「食費」としていますが、どのような経費が対象となるのか。	施設における食事提供に係る食材料費の他、例えば、食事の準備を外注している施設などが想定されます。
7	対象経費	食事提供に係る職員の賃金も対象経費に含めてよいのか。	施設職員の賃金に充てることはできません。基本的には、食材料費を補助対象経費としていますが、食事の準備を委託している施設については委託費を対象とできます。
8	対象経費	定員1人当たり18,000円の補助上限額となるが、食材料費の購入費から利用者負担額分を差し引く必要があるか。	利用者負担額分を差し引く必要はありません。
9	対象経費	食材料費の消費税は対象となるか。	消費税は対象となりません。

No	分類	Q	A
10	対象経費	補助対象期間を定めていないが、いつから発生した経費を対象とすることができるか。	補正予算成立日（令和7年12月16日）以降に生じた経費を対象とします。交付決定前の支出を補助対象として申請される場合は、交付要綱等で定める交付の目的等に合致した経費であるかを確認してください。
11	申請者	法人で複数のサービスを提供している場合、どのように申請すればよいか。事業所単位で申請するのか。	事業所ごとではなく、法人等でまとめて申請してください。
12	申請者	施設・サービスを廃止する予定であるが、対象となるか。	本補助金は事業を継続することを前提とし、そのための支援を行うものであり、廃止届を提出済みの場合など今後施設・サービスを廃止する予定がある場合は対象外となります。
13	対象施設	短期入所生活介護で、空床型が補助対象とならないのはなぜか。	空床型は本体施設の空きベッドを使用しており、本体施設の定員として補助対象となるため、短期入所生活介護の空床型は対象外としております。
14	申請者	1施設で介護老人福祉施設（従来型）及び介護老人福祉施設（ユニット型）の2つの指定を受けている場合、どちらも申請できるのか。	指定を受けている事業所番号ごとにそれぞれ申請できます。なお、同一法人であれば、法人でまとめて申請してください。